

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 藤村
日 時	平成25年10月2日(水)		開 議 午前 10 時 00分 閉 議 午後 4 時 53分
出席委員	吉田 田中 並河 山本 中村 西村 石野 堤 <木曾議長>		
執行機関出席者	山内政策推進室長、桂政策推進室担当室長、竹村政策推進課長、柏尾政策推進課担当課長 岸企画管理部長、中川人事課長、片山人事課副課長 門総務部長、西田総務課長、吉田税務課長、谷税務課諸税係長 辻田教育部長、川勝教育部次長、河原教育総務課長、松山学校教育課長、樋口社会教育課長、 國府教育研究所副所長、石田教育総務課副課長、清水教育総務課施設係長 俣野生涯学習部長、小林人権啓発課長、桂人権福祉センター館長		
事務局	今西局長、藤村次長		
傍聴	可・否	市民 0名 報道関係者 0名	議員 3名(酒井、湊議員、竹田副議長)

会 議 の 概 要

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

10:04～

【政策推進室】

(1) 第1号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

政策推進室長 挨拶

政策推進課担当課長 説明

～ 10:06

質疑

<西村委員>

市の施設であり、10kwのソーラーだと相当量になると思うが、売電分の収入は市に入るのか。

<政策推進課担当課長>

補助金上、売電は認めていない。逆潮流という整理になるが、その収入は亀岡市のものとなる。

<堤委員>

本施設は市が管理運営していくということは南つつじヶ丘自治会のものではない。条例等に定めた使用料を地元の人からも徴収するという考えでいいのか。

<政策推進課担当課長>

具体的な管理の仕方は今後、地元も含めて検討する。大きな方向性としては条例設置、指定管理ということになるかと思う。

< 田中副委員長 >

10kwでコミュニティセンター全体の電力使用量はどのくらい賄えるのか。

< 政策推進課担当課長 >

気候のいい季節はほぼ賄えると考えているが、冷暖房のエアコン使用时等季節によっては不足する時もあるかもしれない。

< 田中副委員長 >

追加工事ということだが、強度は大丈夫か。

< 政策推進課担当課長 >

強度計算等行っており問題ない。

< 堤委員 >

工事はどこの業者にいくらで決定したのか。

< 政策推進課担当課長 >

9月30日に契約した。建築工事は旭建設(株)で金額は9,022万6,500円。電気工事は(株)ナミデン機工で1,890万円。

< 吉田委員長 >

財源は一般財源か。

< 政策推進課担当課長 >

京都府に再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金の申請をしているが決定していない。決まったら補正対応をお願いしたい。

< 吉田委員長 >

歳入にはあがっていないのか

< 政策推進課担当課長 >

当面は一般財源。

(政策推進室退室)

~ 10 : 11

10 : 13 ~

【企画管理部】

(1) 報告第1号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正

企画管理部長 挨拶

人事課長 説明

~ 10 : 16

質疑

< 堤議員 >

8月分のみ減額か。

< 人事課長 >

8月分の1ヶ月分である。

< 堤委員 >

管理職含めて、綱紀肅正に性根が入っていない。何を根拠にこの減額になるのか。

< 企画管理部長 >

過去にも幾度か不祥事の折に自らペナルティを課されている。それらを勘案して、過去の処分例に則した数字である。

< 堤委員 >

もっと厳しい視点を自ら持たなければならない。市長に聞いたことはあるのか。

<企画管理部長>

直接、聞くわけにもいかない。過去の例を参考に理事者の判断をもってなされたものである。

<並河委員>

ちょっと目に余る。市職員の中の教育はどうしているのか。

<人事課長>

昨年3月には検討委員会を立ち上げて、亀岡市に提言もいただいた。それに基づき亀岡市コンプライアンス対策本部を設置して全庁的に進めている最中に起きた。大変遺憾に思っている。対策本部を設置する中で各所属長をコンプライアンスリーダーとして配置し、研修も行い、個人の意識改革はもとより組織を挙げて意識醸成、徹底に努めている。全職員への研修も計画している。

<西村委員>

コンプライアンス対策本部が出来たので言っておく。教育委員会の所管だが、七谷川野外活動センターで旅館業法に反するという形態が起こっている。若木の家の時に指摘したにも拘らずやっており、利用者が伸びているという。わかっているのにやっているのはとんでもないことである。12月に条例改正を上程する予定のようだがそれまでは現状通りという、そういう実態がある。コンプライアンス対策本部の所管部もしっかり把握して連携してやっていかなければ口先だけになると思うがどうか。

<企画管理部長>

過日の決算分科会の中で教育委員会が指摘を受けたことの報告は届いている。最高幹部会でも議題に挙がっており、次の12月議会に条例改正案を提出する方針が出された。

<中村委員>

先日、教育委員会は今後一切受け入れない、受け入れていないと言っていたが間違いないか。そこは教育委員会に確認を。コンプライアンスに取り組んでいても実際にこのようなことが起こると徹底されていることが理解しにくい。徹底をされたい。

<吉田委員長>

担当部ではないが把握されたい。

<企画管理部長>

改めて確認する。

<堤委員>

西村委員の指摘された七谷川野外活動センターのツリーハウスと若木の家では基本的に違うと思うが、それも該当するということなら今回の処分はどう考えるか。

<企画管理部長>

そこまでは答弁いたしかねる。

<木曾議長>

法令を把握している部署なのに、あのような条例を議会に提案してくること自体が間違っている。ツリーハウスの件も12月議会ですとはコンプライアンスの基がなっていない。即すべきことは即すべきである。法令遵守をしていない議案提案をしてきたことについてのコメントは。

<企画管理部長>

若木の家については6月定例会において議案を取り下げた時に教委で整理されたと思っている。

<木曾議長>

教委が条例案を出してきたときに旅館業法のことも含めて部長のところでチェックすべきである。チェックされずに上程されたことについてどう思うのか。

<吉田委員長>

議案担当は総務部である。

<木曾議長>

処分等の担当は企画管理部であるので聞いている。

<企画管理部長>

コンプライアンスの事務局を預かっているのは当部で、議案チェックは総務部であるが、全ての議案に目が行き届いていなかったことについてはお詫びする。

<堤委員>

全ての責任が企画管理部長にあるとは思わない。教育長の責任はどうか。努力していることは理解するが、こういう意見が委員会に出ていたことはしっかりと伝えられたい。

<田中副委員長>

公用車運転中の事故による損害賠償が毎定例会と言っていいほど出されるが、それらも十分に注意されたい。

<吉田委員長>

何度か減額されているがあまり効果がない。給料減額以外に効果的なことはないのか。その点指摘しておく。

(企画管理部退室)

~ 10 : 32

10 : 34 ~

【総務部】

(1) 第1号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

総務部長 挨拶

各課長 説明

~ 10 : 39

質疑

なし

(2) 第6号議案 亀岡市税条例の一部を改正する条例の制定について

税務課長 説明

質疑

なし

~ 10 : 45

(休憩)

10 : 55 ~

【教育部】

教育部長 挨拶

各部長 説明

質疑

< 並河委員 >

P 23、育中スクールバスの運行は民間業者に委託するのか。

< 学校教育課長 >

民間業者に委託する予定である。

< 並河委員 >

市職員での対応は考えられないか。

< 学校教育課長 >

本年も別院中にスクールバスを導入したが、それも業者委託であり、同じ形態でと考えている。

< 堤委員 >

育中のスクールバス運行は京阪京都交通への委託と、運転経験者を臨時職員として対応する場合との経費比較をしたことはあるか。

< 学校教育課長 >

今まで京阪京都交通に委託しており、年間約1,560万円。運行管理業務だけだと500万円ぐらいの経費になる。委託業者の方が安くつき、その方向で進めていきたいと考えている。

< 教育部長 >

委託先は京阪京都交通とは決まっていない。別院中学の運行管理については入札により大阪の業者に決定した。アウトソーシングを中心にしている会社でスクールバスの運行管理も行っている。育中もそういう形で運行管理を委託していく方向である。

< 堤委員 >

行革を進める上で購入していくことは必要である。安全で安く対応していくために、安全確保するためにどんな方法があってその研究比較をしたのかどうかを聞いている。

< 教育部長 >

現在、畑野小、東西別院小は市直営でスクールバスの運転業務を行っているが、運転者を募集してもなかなか集まりにくい現状がある。アウトソーシングの会社の場合、ノウハウを持っている。研究したところ、他市でもバスは市が保有し、運行業務を委託しているところが多く、経費的にも大きな成果を上げている。10年間で約4,000万円ほど安くつくということで、委託の形態をとるものである。

< 山本議員 >

別院中は車庫を作ったが、育中はどうか。

< 学校教育課長 >

今のところ車庫は考えていない。

< 山本議員 >

それではどこに置く予定か。

< 学校教育課長 >

育中の近くを考えているがまだ決まっていない。

< 田中副委員長 >

運行管理は大阪の会社ということだが、市のお金をいかに市内で使うかが大事であるので市内業者も入札の対象にしてもらいたい。

< 教育部長 >

入札には参加いただいたが、結果がそうなったということである。会社は大阪でも

広く募集されており、亀岡市の人も雇用されている。

< 吉田委員長 >

通学安全対策経費の中で、詳徳中の通学路で側溝に落ちた子はいるのか。

< 教育部次長 >

実際に小学校の低学年の子が落ちている。

< 吉田委員長 >

社会教育活性化経費について、どこに何を委託するのか。

< 社会教育課長 >

NPO法人亀岡人権交流センターに委託。内容は地域防災の実態調査、体験型避難訓練実施、ワークショップ、リーフレット作成、防災と合わせた環境教育等を検討していただく。

< 吉田委員長 >

委託先の選定基準は。入札か。

< 社会教育課長 >

入札ではない。今回は人権福祉センターを拠点として事業展開していくので地域で実績のあるNPO法人を選んだ。

< 教育部長 >

公募型の事業であり、それをNPO法人が見られて、亀岡市でできないかと相談を受けた。すでに一次募集は終わっていたが、まだ枠があるとのことで京都府とも協議の結果、二次募集で認められたものである。

< 吉田委員長 >

人権福祉センターの使用料は払うのか。

< 教育部長 >

センター管理規則の中での対応になるかと思う。

< 堤委員 >

そのNPO法人の代表者は。

< 社会教育課長 >

理事長は杜恵美子氏である。

< 西村委員 >

今日、新聞に折り込みチラシが入っていたかと思うが、その関係か。

< 社会教育課長 >

確認していない。

< 西村委員 >

事務局で調べられたい。

< 木曾議長 >

そのNPO法人がそのようなノウハウを持っているのか。ただ、メニューに手を挙げたから認められたのか。市として事業に対応できるNPO法人と判断したのか。

< 教育部長 >

これまでの実績からできるものと思っている。

< 田中副委員長 >

先日の18号の台風の時、人権福祉センターは休みであったが、館長も誰も来ていなかった。当然、NPO法人の人も来ていなかったと思う。区長を中心に調査等をしたが、実績があるならもっと積極的にしてはどうかと思うがどうか。感想は。

< 教育部長 >

館の運営自体を私がコメントすることは出来ない。

< 田中副委員長 >

先ほど、西村委員が言われた募集チラシの件が事実であれば、議決もされていないのにおかしいのでは。

< 西村委員 >

災害ボランティアを養成するというようなチラシであったと思う。

< 吉田委員長 >

議決前にされているということであるならば、それはどういうことになるかはご存知だと思うので調査されたい。

< 教育部長 >

そういうチラシのことは承知していない。

< 吉田委員長 >

確認する間に他の質疑があれば出されたい。

< 並河委員 >

P 2 1、教育研究所事業経費の中身を詳しく説明されたい。

< 教育研究所副所長 >

学校不適應というのは子供によって異なる。以前から府教委から調査を委託されており、その特性に配慮した不適應支援教育を研究することと、関係機関に臨床心理士等専門家のコーディネートを行い、事例研究会で具体的な対応策を検討するという事業内容である。

< 並河委員 >

直接子供に会って、話を聞くということはないのか。

< 教育研究所副所長 >

直接子供をその会議に入れるというようなことはない。専門家、関係者が集まった事例研究会である。

< 吉田委員長 >

それではここで、一旦質疑を打ち切り、小中学校の空調設備についての説明を受ける。

市立小中学校空調設備について

< 教育総務課長 >

別紙資料に基づき、説明

質疑

< 並河委員 >

一度にすると経費がかかるということだが、年度単位等今後の方向性はどうか。

< 教育総務課長 >

具体的な計画は持っていない。全体計画をしっかりと立ててからになる。中学校が優先されているのは、高校の空調設備が進んでいるので段階的に中学校からという考えである。いろんなご意見をいただきながらしっかりと計画していきたい。

< 吉田委員長 >

基本的にはやる方向で検討しているということでもいいか。

< 教育総務課長 >

主管部はその思いであるが、経費がかかることでもあり、まだGOサインは出ていない。

< 吉田委員長 >

電源の容量は簡単に対応できるのか。

< 教育総務課長 >

変電経費も経費の中に含めて算定している。

< 吉田委員長 >

大規模改修に合わせてすればコスト削減になったのではないかという思いはある。そういう対応はしていないのか。

< 教育総務課長 >

これまでの大規模改修についてはその対応は出来ていないが、川東小・高田中、幼稚園は対応している。今後耐震化工事が27年度に終了するが、大規模改修にあたらなかった学校も改修を待っている現状である。その整備と合わせて空調の対応も考えていきたい。

< 木曾議長 >

先ほど説明された他市の状況は教育長も市長も認識しているのか。

< 教育総務課長 >

市長、教育長の了解のもと、本資料を提出しているが、具体的な計画はこれからで、実施が決定したものではない。

< 吉田委員長 >

先ほどのチラシについて、間もなくFAXが届くということである。

< 西村委員 >

決算分科会の中で要求した学校給食センターの資料が届かない。決算認定に影響したが届かないので指摘要望とした。伝票もそろえて提出されたい。

< 教育部長 >

使用量は把握しているが、価格が手元になく、今準備させている。次回の委員会できちりと説明したいと思っている。

若木の家について

< 学校教育課長 >

若木の家の方々の方向性については、先日説明させていただいたとおり、学校施設の目的外使用という形で進めていきたい。12月議会で提案させていただく。ただ、25年度予算の中のバリアフリー化工事費について、工事するにあたり設計業務がいる。工事、設計各々3ヶ月ほどかかるので、設計業務については進めていきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

< 吉田委員長 >

方向性が決まればということであったが、議会が条例案を可決して初めて決定だと思っている。教委で決めたからやらしてくれという話にはならないと思うがどうか。間に合わないのなら、もっと早くに条例案を出して来ればいい。

< 教育部長 >

ご指摘のとおりで、その点は十分承知している。12月議会になることは申し訳なく思っている。ただ、バリアフリー化工事自体はコミュニティ助成金の事業で繰り越しもできない。何とか認めていただきたい。

< 吉田委員長 >

方向性は議会が決定して初めて決まる。間に合う間に合わないということではない。それなら間に合うように出して来ればよかった。

< 教育部長 >

おっしゃるとおりである。9月で調整できず、このようになってしまった。何とか認めていただきたい。

< 石野委員 >

目的外利用との説明であったが、社会教育団体の宿泊も含めて可能なのか。

< 学校教育課長 >

社会教育団体は宿泊なしで考えている。

< 木曾議長 >

3月議会で条例と予算を一緒に説明した。条例が撤回されたら新たに予算についての説明があるのではないかと。なぜ、9月議会に出さなかったのか。

< 教育部長 >

条例案と一緒に予算を上げたが、バリアフリー化工事は、今までの施設利用者の声を受けて、補助金も当たったということで計上した。それと合わせて条例案を出したが、それについては教委の認識が甘かった。実際、障害者の利用が多いので実施をしていきたい。よろしくお願いしたい。

< 木曾議長 >

利用者の迷惑にならないよう配慮したいという気持ちは分かるが、亀中の耐震工事も一緒だが、時間がないということで法令遵守について頭のない状況で進めている結果、いろんな問題が起こっているのではないかと。コンプライアンスの問題も含めてしっかり押さえておかないと。いろんな問題が起こる。利用者云々というのなら9月議会に出すべきであって、出さずして設計だけ進めさせてほしいというのは矛盾するのではないかと。

< 教育部長 >

6月議会で撤回し、9月議会に出すべきであったが、利用者へのアンケート調査もする中で利用を希望する声が多かったことから一定整理し、12月議会で学校の目的外利用ということで提案させていただくことになった。

< 西村委員 >

石野委員からもボーイスカウト等社会教育団体が宿泊を希望されているということがあったが、旅館業法の縛りは、金をとる、建物を提供する、布団を提供するの3点だったと思う。金をとらなければいけないのではないかと。そこを調査研究され、合法的に泊まれるのであればその方向も考えてあげてはどうか。

< 吉田委員長 >

私も同感である。

< 教育部長 >

おっしゃる通りで、利用料を取らなければ旅館業法に引っかかることはない。そうなると今まで通りになる。そこを改善したいということで検討したものである。今まで通りでいいということで委員会でも了承いただければ別の話になる。不特定多数の宿泊には適さない施設であるのではという議論もあるかと思うので社会教育団体には宿泊させないということで考えているところである。

< 吉田委員長 >

学校の教員、生徒は泊まっても大丈夫なのか。安全性に問題がないのか。

< 教育部長 >

学校施設では泊まってもいいことになっている。

< 吉田委員長 >

安全性に違いはあるのか。

< 教育部長 >

安全性に違いはない。しかし、社会教育施設となると不特定多数になり、そこで利用料を取ると旅館業法に引っかかる。建築基準法上、もっと厳しい基準が課される。

< 木曾議長 >

矛盾は、使っているのは学校ではなく、社会教育団体が使っている。だから社会教育施設にしたいが、そうすると消防法等いろいろ関わってくるので、学校施設という形で置いておかなければならないということではないか。そこが矛盾であり、社会教育団体が使えるようきっちりと整備をすればいいだけの話である。

< 教育部長 >

矛盾というか、施設の実態と利用実態がかみ合っていないということが大きな問題である。学校施設の宿泊施設として作っているのもその基準は満たしている。そこに泊まって危ないということには一概にはならないと思うが、金をとるということになれば旅館業法の縛りが出てくる。そこが難しいところである。

< 吉田委員長 >

安全性に問題がないのなら、今まで通りの方が市民福祉につながると思うし、利用料金を取ったところで年間何十万円である。何十万円の収入のために今まで使用されていた社会教育団体の方が使えなくなるというのは見合わない。本来は社会教育施設とすべきなのに学校教育施設として使用していることがそもそも適切でないという思いなのか、ただ利用料を徴収するためにしようとしているのかが全く見えてこない。宿泊もできる社会教育施設とするのにはもっと大きな工事が必要になるのにバリアフリー化工事だけしていいのかということになる。全体的にやらなければという話になる。だから、方向性がしっかり決まってから工事をすべきではないかということを行っている。利用料金を取らなくてもいいのではないかという意見も出ているのでそれも聞きながらどうするか決めていくべきではないかと思うがどうか。

< 教育部長 >

お聞きしたのは社会教育団体も今まで通り使えるように整理すべきとするご意見であろうと思う。それについては再度検討する。ただ、先ほど言われたが、利用料金を取りたいがためにしたものではない。議会でもご指摘をいただいております、社会教育団体の使用が主なので整理をするものであったが、そこまでいってなかった。本来は社会教育団体の方に使用していただきたいという思いからのことであった。

< 堤委員 >

いろいろやり方はあると思うが、社会教育団体含めてすべて無料で宿泊をしてもらう方向性にし、その代り、市も維持管理に税金を投入しなければならないという理解のもとで使用団体から一定の寄附金なり、協力金なりを使用料の範囲で協力いただくことも検討できないか。もう少し、広く検討し示されたい。

< 西村委員 >

使用料を取らずに宿泊させるにしても保健所に先に協議しているので、過去の経過があるので法令違反のないようしっかり調べておかれたい。

< 木曾議長 >

そもそも市が管理しようとするので問題がある。団体に管理を任せれば、自由に使ってもらえる。それも一つの方法では。

< 教育部長 >

直営にこだわるものではない。管理してくれるところがあれば委託したいと思う。社会教育施設にする条例でも指定管理制度に係ることを盛り込んでいた。

< 田中副委員長 >

いずれにしても旅館業法に関わることは同じである。

<吉田委員長>

検討が足りないように思う。方向性はなかなか決まらない。今、出された要望も含めて整理し、次の案を示されたい。

<教育部長>

8月に説明した学校施設を社会教育団体が目的外使用するということで整理していたが、本日の御意見は社会教育団体も使えるように再検討するというのでいいか。

<吉田委員長>

そうである。将来的にはこの施設の存続そのものについて検討していけばいいが、今は、今あるものをどう使うかの観点で議論しているので、出された意見も含めて再検討され、早く提案されたい。それまでは設計も待っていただく。方向性が決まったわけではない。

(教育部退室)

~ 12 : 02

(休憩)

13 : 05 ~

<吉田委員長>

休憩前に引き続き、会議を開く。先ほどの地域防災支援員のチラシについて、本議会で補正予算を審査中にも拘わらずまた議決前に執行したのかということになっているが、ご意見は。

<西村委員>

事務局の指導不足であるかとは思いますが、取り立てて騒ぐものでもない。

<木曾議長>

議案審査しているときにこういうことがあるのは議会としては問題がある。こういうことが頻発すると議会の審査なしに進んでいくことになる。100%補助金と言えども議会審査に関わっていることをどう考えているのか。人権福祉センターの館長もそのことは分かっているはず。関係部長を呼んで聞いてはどうか。

<吉田委員長>

業務委託料が計上されているということは基本的には市の事業である。予算が通る前に執行したのは市がしたことになる。

それでは関係部長にもう一度話を聞くこととする。部長入室まで休憩する。

~ 13 : 09

(休憩)

13 : 16 ~

<吉田委員長>

休憩前に引き続き会議を再開する。社会教育活性化経費について再度審査をする。本日審査し、4日に議決する予定であるが、議決前にすでに事業に係る募集チラシが配られている。現物も確認した。議決前の執行ではないか、問題はないか等の意見があるので再度説明願いたい。

< 教育部長 >

社会教育課ではチラシ作製の相談を受けていたが、議決前に配ることまでは聞いていなかった。文科省の委託事業として決定を受けているのでNPO法人がしてしまったのではないかと思うが、議決前の執行として好ましくなく、予算を計上している教委として申し訳なく思う。

< 吉田委員長 >

好ましくない程度ならいいのだが、これは適法な行為との認識か。

< 教育部長 >

議決前の予算執行はあってはならないことと思う。

< 堤議員 >

100%文科省の予算だが、文科省がNPO法人に委託した事業なのか。亀岡市が委託するのか。

< 教育部長 >

文科省の委託事業として亀岡市が委託を受け、人権交流センターに再委託するもの。

< 吉田委員長 >

この予算が通って初めてこの委託が確立するのか。

< 教育長 >

予算執行についてはそうである。ただ、文科省の委託決定は受けている。

< 木曾議長 >

地方自治法ではどういう解釈になるのか。

< 教育部長 >

今は、手元に資料がなくわからない。

< 木曾議長 >

地方自治法に基づいてやっている中でそれを無視するのはまずい。地方自治法に抵触するのかもしれないのか、そういう認識があるのかないのか。組織としてのガバナンスがなっていないと思うがどうか。

< 教育部長 >

このチラシのことは先ほど初めて知った。法的なことも含めて今すぐに斟酌できない。

< 木曾議長 >

公務員は法に基づき仕事をしているのであるからそこをしっかりとしないといけない。

< 教育部長 >

予算は議決されて初めて執行するものであり、これは先走ったことだと思う。

< 吉田委員長 >

違法なのか、適法なのか。そこをはっきりしないと先に進まない。調べられたい。チラシの下に申込み・問い合わせ先亀岡市立人権福祉センターと記載があるが人権福祉センターが申し込みの受け付けをし、処理をするということか。

< 生涯学習部長 >

このチラシはつい先ほど見たばかりである。人権福祉センターが窓口としてやっているように見えるチラシであると理解するが、これを見たのは初めてである。10/10の予算を受けた事業が教育委員会との連携でなされることは夏ごろから知っていたが、具体的なチラシが作られたことは本日知ったところである。

< 吉田委員長 >

それでは部長はこのチラシの決裁はしていないのか。再委託事業であるならすべて

NPO法人がすべきと思うが、館を使用したり、職員が携わることを部長が知らないとはどういうことなのか。

<生涯学習部長>

職員が受付するかどうかは確認していない。200万円の委託料の中で人権福祉センターの使用料は発生するものと理解している。館長の縦わけの中でこのような形で出てきたのかと思う。

<吉田委員長>

なぜ人権福祉センターが申し込み先になっているのか。なぜ部長が知らないのか。

<生涯学習部長>

このことについては9月補正成立後の委託ということで書類上動かさなかったのではないかと思う。申し込み先については、チラシの上方に文部科学省委託事業NPO人権交流センターと記載があるので施設の名称として記載されているものと思う。

<木曾議長>

NPO亀岡人権交流センターの場所はどこにあるのか。設置場所は。亀岡市立人権福祉センターと同一の住所になっているのか。それであれば話は通じる。亀岡市立人権福祉センター＝人権交流センターということになるのか。

<生涯学習部長>

NPO法人の住所は確認できていない。確認する。

<木曾議長>

このチラシを作ったのはNPO人権交流センターが予算を前倒しして作ったのか、人権福祉センターが作って配布したのかどっちなのか。

<生涯学習部長>

わからない。前倒しして人権交流センターがつけられたものと理解する。

<教育部長>

この事業は亀岡市が受託し、そのほとんどを再委託する。窓口は人権福祉センターと社会教育課が一緒になってするものと理解している。

<吉田委員長>

それでは、委託料以外の報償費等の詳細説明をされたい。館長、社会教育課長にも入室いただく。それまでの間、休憩する。

～ 13 : 31

(休 憩)

13 : 42 ~

<吉田委員長>

社会教育活性化経費の詳細説明を願う。

<社会教育課長>

報償費は事業に関わる委員報酬で@5,000×6名×2回の6万円。委員の旅費は費用弁償3万円と、普通旅費で4万9千円。需用費の消耗品費は事務用品等に3千円。NPO法人人権交流センターへの委託金が業務委託料である。

<吉田委員長>

委託料の内訳は資料で出されたい。申し込み先が人権福祉センターになっているのはどういうことなのか。これは人権福祉センターの職員が主体的に申し込みを受け付けるということか。

<人権福祉センター館長>

この事業については教委とNPO法人と館とで打ち合わせをしてきた経過がある。NPOの自立が隣保館の責務の一つにあるので協力はやぶさかでないという話はした。しかし、このチラシが出ることは知らなかった。但し、NPOがずっとおられないので連絡の窓口として待機していることはある。

<木曾議長>

このチラシを出したのはNPOということにはわかった。申し込み先が人権福祉センターになっていることは承知していたということか。

<人権福祉センター館長>

申込先は人権福祉センターになっている。今、担当者がいないというような対応は今までから返している。

<吉田委員長>

今までもか。

<人権福祉センター館長>

NPO法人が京都府からの直接の委託事業をされていた時もNPOの人がずっといるわけではないので、「ただいま担当者がおりません。折り返し連絡を。」というような対応はしている。

<吉田委員長>

NPOは週に何日ぐらいいるのか。どこにいるのか。人権福祉センターはNPOの事務所ではない。部屋もない。なぜ、人権福祉センターが申し込み先になっているのか。日常はいないということでもいいのか。

<人権福祉センター館長>

情報コーナー等でパソコン等を使われている。ずっとではないが週に2～3日おられる。

<吉田委員長>

事務所ではないのか。

<人権福祉センター館長>

事務所ではない。情報コーナーでパソコン等を使われている。

<木曾議長>

人権福祉センターでこの事業を実施しているのならばこんな問題は起こっていないと思う。先走ったということはNPO法人とセンター含めて市とのコミュニケーションが取れていないためと思う。部長も知らない。そのあたりをしっかりとっておかないと今後いろんな問題が起きてくるのではないか。

<人権福祉センター館長>

議長がおっしゃったようにチラシが出ることに對して十分確認が出来ていなかったことは反省する。今後はこういうことがないように十分注意していくとともに指導していく。

<堤委員>

NPOの主たる活動拠点はどこにあるのか。個人の家か。

<生涯学習部長>

先ほど確認した。天川本山2番地である。

<吉田委員長>

それは前の天川文化センターの住所ということだが、市の建物にNPOが住所を置いていいのか。亀岡市とこのNPOとはどういう関係なのか。

<生涯学習部長>

別々の法人格を持った団体である。公の施設に住所を置くのは好ましくない。

< 吉田委員長 >

私がNPO法人を作ったら市の住所におかしてくれるのか。

< 生涯学習部長 >

それは難しい。

< 吉田委員長 >

早急に整理されたい。行政財産をそのように使えない。NPO亀岡人権交流センター以外のNPOの電話を取ったことはあるか。

< 人権福祉センター館長 >

ない。

< 吉田委員長 >

亀岡市とこのNPOとはどういう関係なのか。他のNPOにも同じ対応をしてくれるのか。

< 人権福祉センター館長 >

いたしかねる。

< 吉田委員長 >

整理されたい。この状態での議決は難しい。どういう事業なのか。

< 社会教育課長 >

今回の事業だけの話であるが、公民館等を活かした社会教育活性化支援プログラム事業であり、公民館や人権福祉センター等を活用しての事業ということで文科省の事業許可を受けている。そういった意味でセンターが対応するのはありうることである。

< 吉田委員長 >

事業内容をどうこう言っているのではない。決算審査の時にも人権福祉センター内の立派な調理施設をNPOが使用されており、その代表者がセンターの建設委員長であったということで関係に疑念がないようにということは申し上げた。今回もこのNPOの事業だけ職員が関わるというのは完全に異常である。この状態を解決する気があるのか。そうでなければ予算は認められない。

< 堤委員 >

館長に言って解決できる問題でない。根本的に市全体で整理しなければ解決できない。

< 吉田委員長 >

それは分かるが、今現在この状態が合法なのか。ガレリアと財団のように亀岡市が目的のために出資したというような法人であればまだ理解できるがそうではない。他の団体との公平性からも直ちに是正しないとおかしい。監査請求等されたら説明できるのか。

< 生涯学習部長 >

住所の関係も含めて好ましくないので庁内で報告し、対応にあたっていきたい。

< 木曾議長 >

思い起こせば解放同盟の各支部が各センターに支部や地協を置いていた経過がある。それではだめだということで整理してきた。ここだけがなぜ整理できないのか。せっかくな事業をやろうとされているのに文句を言うわけではないが、しっかり説明できるようにしておかないと不自然な部分を残しておくと市民理解が得られない。是正すべきであるが出来ているのか。

< 田中副委員長 >

このチラシは誰が作り、誰が自治会へ持って行ったのか。

< 人権福祉センター館長 >

事前に見たことはある。自治会へは他の物と一緒に私が持って行ったが十分な確認ができなかった。作成はNPOである。

< 田中副委員長 >

委員報償費 6 名分の名前は。

< 社会教育課長 >

ジャパン総研内田氏、国立民族博物館の友永氏、大阪産業大学の平塚氏その他ワークショップ講師等の費用弁償も含まれている。事業を進めていく中で調整していく。

< 教育部長 >

先延ばしをしたことになり申し訳なかった。文科省等と協議してきた事業なので何とか御理解いただきたいと思う。

< 吉田委員長 >

内訳資料は事務局に提出されたい。

(理事者退室)

~ 1 4 : 0 3

4 討論 ~ 採決

< 吉田委員長 >

第 1 号議案以外の討論採決を行う。

討論 なし

採決

< 吉田委員長 >

順次、採決する。賛成者は挙手願う。

第 6 号	挙手全員	可決
報告第 1 号	挙手全員	承認

指摘要望 なし

~ 1 4 : 0 5

自由討議

< 吉田委員長 >

それでは、第 1 号議案で今、問題となった事業についてご意見を。

< 中村委員 >

された行為が違法なのかどうかの結論はなかったが、違法でないなら仕方がない。

< 西村委員 >

農地水の補助金も支払いが交付決定の後であつたらいいという認識はある。今回はNPOが作られたチラシなのでそういう認識もなかったと思うので騒ぎ立てなくていい。しかし管理の部分は市長の方で方針を立てなければならぬと思うが、予算は通すべきである。

< 堤議員 >

国の施策は間違っていないし、市が受けて再委託することは仕方がない。しかし、市としてのやり方、手法、流れ等が整理できていない。今日のことをきっかけに直すことは正して採決後に強い意見を付されたい。

< 山本委員 >

中身は素晴らしいと感じるが、人権福祉センターとNPOの関係性について市が持っている感覚は改められたい。

< 並河委員 >

市からの委託事業なら市の職員に確認してから進めるのが普通ではないか。これまでの慣習から進められたのかもしれないが、出先であっても緊張感を持って、指導も含めてやっていってほしい。

< 石野委員 >

事業自体はよい。センターとNPOとの古い体質がチェックされていない。その点、しっかりやってほしい。

< 吉田委員長 >

チラシについて、館の職員が自治会に持って行ったということは知っているということ。議決前の執行について適法か違法かは確認されたい。以前の耐震も本当は違法だが、議決をすると治癒されるということがある。それを繰り返すのもどうかと思うので違法性云々は確認されたい。やはり亀岡市とNPOの関係が異常であるので、そこにまだ事業を委託するのかということに抵抗がある。強い要望をつけるということによければいいが、この関係が整理されない限り通さないということにするかどうか。適法性については事務局、どうか。

< 議会事務局長 >

明白な違法であると思う。地方自治法第96条第1項、議会の予算は議決して初めて成立する。成立していないのに執行するのはありえない。市がやっているのなら明らかに違法であると言えるが、再委託先が自分の予算で勝手にやったということになれば弁解の余地はあると思う。それと事業の委託契約がなければそれも出来ないはずだが、勝手にされたということであれば、また決算でしっかり見ていただくという方法もある。

< 西村委員 >

私の認識は、先行して事業を進めるのはいいが、金の支払いの時点が交付決定以後、議決以後ならいいというもの。

< 堤委員 >

それは違う。それなら、亀中の耐震のことでもやかましく言うことはない。

< 中村委員 >

館の職員が自治会に持って行ったということは、まだまだコンプライアンスの周知が出来ていないのでは。もう一度厳しく付け加えられたい。

< 堤委員 >

議会の議決に付してきたということの重みを理事者にもしっかりと持ってほしい。議員もそのポイントをしっかりと認識しなければならない。

< 吉田委員長 >

議決で可決すれば違法性はなくなるのか。

< 堤委員 >

この予算を可決しなければどうなるのか。改めて12月に出してくることになるのか。預かるということにはならないのか。

< 議会事務局長 >

補助金の申請の仕方がどうなのかわからない。年度内に執行しなければならないのは確かである。事業計画があってくるかどうかがある。

< 堤委員 >

そのあたりがいけるなら、議会はうわべだけで判断しているのではなく、正すべきを指摘するということではいけないか。何回出してきても否決するということにはならないと思う。出し直してもらおうのも議会として意思を示すことになるのではないかと思う。

<吉田委員長>

問題がないとする意見。議会の意思をしっかりと伝えて出し直させる方法も一つ。私の勘だが違法性のあるものを議会が可決すれば治癒されるということになるかと思うが好まない。附帯決議をつけるというのも一つである。

~ 14 : 20

(休 憩)

14 : 30 ~

<吉田委員長>

事業費が議決されなかった時に補助金返済はどうなるかの確認をしたので事務局から報告を。

<事務局>

まだ補助金はもらっていないので返す返さないということにはならない。この事業は採択時に高い評価を受けたということ、9月に議決されたら3月までの6カ月間の事業内容になっているが、これが認められずに仮に12月で認められると3ヶ月の事業内容に縮小しなければならず、その計画変更の不可は文科省との協議が必要とこのことを聞いた。今年が初年度でうまくいけば3年の事業となるが、初年度が上手くいかなければ次年度は認められない可能性が高いということを教委は言っていた。

<吉田委員長>

内訳資料が出たが、パソコンはどこに置くのか。人権福祉センターの使用料も予算に上がっていない。どこでするつもりか。先ほどの理事者答弁では使用料を徴収するということがあったが、どうなのか。

しばらく、委員会を休憩する。

~ 14 : 45

(休 憩)

14 : 53 ~

<吉田委員長>

しばらく休憩し、整理が出来次第、再度理事者に説明願うこととする。

<事務局>

パソコン等機器の置き場所 使用料は徴収するのか。災害要援護者について福祉との関係は。NPOと人権福祉センターとの関係をどうするのか。の4点について整理が出来たら連絡いただくことにする。

~ 14 : 54

(休 憩)

15 : 53 ~

<吉田委員長>

休憩前に引き続き会議を開く。

度々のご参集、お世話になる。審査する中で疑問点が出てきたので、答弁いただ

きたい。質問は事務局からお聞きのとおりである。

< 社会教育課長 >

今回の事業内容は、資料のとおり地域の防災拠点形成のためのプログラムを考えている。防災減災意識の高まりを期待している。公民館等公的施設を拠点に実施するものとして文科省が募集してきた。人権福祉センターを拠点として実施する事業であって、市とNPOが一緒になってやっていく。事業主体は亀岡市で具体的な事業実施はNPOがする。市が実施する事業であるので人権福祉センターの使用料は今回は発生しないものと考えている。

< 吉田委員長 >

先ほどは部長は使用料を徴収すると答弁されたが。

< 教育部長 >

事業の認識がなかったので訂正させていただく。

< 吉田委員長 >

事業は誰がするのか。

< 教育部長 >

文科省の事業を亀岡市が受託し、NPO法人人権交流センターに再委託する。

< 吉田委員長 >

午前中の説明では、NPOが手を挙げた事業の申請を手伝ったということで一緒にやるということは聞いていないと思うが。

< 社会教育課長 >

あくまで公民館等を中心とした事業で、地方公共団体でないと申請できない。亀岡市が実施する。具体的な事業をNPOがするという事業展開になっている。

< 並河委員 >

NPOの構成員は。何人いるのか。

< 社会教育課長 >

人数は把握していない。

< 並河委員 >

人権福祉センターの中で活動される構成員は。

< 社会教育課長 >

今回の事業の構成員は人権福祉センターの館長はじめ関係者を挙げている。

< 並河委員 >

人権交流センターの代表者の名前は上がっているが、その構成員はないのか。

< 吉田委員長 >

どういう目的で地域防災というテーマにしたのかが分かれば答えられたい。

< 社会教育課長 >

自主防災グループ「絆」でも地域防災に取り組んできた実績がある。地域挙げて防災意識を高めるための事業として進めるもの。

< 木曾議長 >

組織図の中で、「ひだまり」も「チーム絆」も「人権交流センター」もすべて同一人の団体である。それをフォローする形で市や教委がいる。構成員に市職員が入っているのがそういうことではないか。それなら再委託する必要はないように思う。組織としておかしくないか。館長が主体的に動いたのでは。

< 人権福祉センター館長 >

相談は受けたが、主体的には動いていない。組織の全体構成に入る話は聞いている。

- < 木曾議長 >
それでは誰が主体的に動いたのか。
- < 社会教育課長 >
社会教育課として動いている。
- < 吉田委員長 >
それならなぜ再委託なのか。
- < 教育部長 >
市の直営でもいいのだが、先ほどもあったようにこのNPO法人がこれまでも災害支援に取り組み続けてきたという経過があり、そうした中でこのプログラムを実施したいという申し出があり、国・府と協議の結果、このような形での申請になった。
- < 吉田委員長 >
他にこんなに市が関与するNPOがあるのか。決算でも指摘したが、館の建設委員長がその館を利用して配食サービスもし、まだこの事業も実施することに違和感はないか。
- < 教育部長 >
事業自体を文科省から受けてNPOとの共同事業ということで初めての取り組みである。
- < 木曾議長 >
事業内容に問題はない。しかし、なぜ同じところばかりなのか。申請時にNPOをかまさないといけなかったのか。なぜ館が実施するということではいけないのか。
- < 教育部長 >
直接でもいい。実施したいという声を受けて取り組んできた。
- < 木曾議長 >
それなら再委託したのならそこがすればいいわけで、市が関わらなくてもいい。なぜ関わるのかを聞いている。その説明がなければ同じ質疑の繰り返しになると言っている。
- < 教育部長 >
文科省との協議の中で市も窓口を作って関わることになっている。
- < 吉田委員長 >
個人的な意見だが、あれもこれも続いているからおかしい。
- < 堤委員 >
この事業は市が関わって、再委託する事業なのか。
- < 教育部長 >
そうである。
- < 堤委員 >
関わって当たり前前の事業だということを初めからなぜ言わないのか。何か隠そうとしているようにしか見えない。共同作業だということをしっかり説明していればこんなに審査に時間はかからなかった。
- < 教育部長 >
説明したつもりであったが、説明不足の点はお詫びする。
- < 吉田委員長 >
チラシの件は知らなかったということだが、会議に入っていたのなら知っていたはず。知っていたのか、どちらなのか。NPOがやったのか亀岡市がやったのか。
- < 教育部長 >
チラシを作ることは聞いていたが、配ることは知らなかった。

- < 木曾議長 >
一緒にしていたということは一体のこと。結局は市がしたことになる。
- < 教育部長 >
知っていたら止めていた。
- < 木曾議長 >
知らないことがおかしい。
- < 教育部長 >
知らなかったことは教委の落ち度である。
- < 吉田委員長 >
NPOの事業を都合よく手伝っているようにしか見えない。どこが協働なのか。
- < 教育部長 >
一緒にやっていくということで申請したものである。
- < 吉田委員長 >
確認するが、ほかのNPOが行政とやりたいと言ったら同じように力を尽くしてくれるか。
- < 教育部長 >
内容、プログラムによっては協議し検討する。
- < 吉田委員長 >
パソコンはどこに置くのか。
- < 人権福祉センター館長 >
タブレット端末なので館には置けない。
- < 吉田委員長 >
パソコンは。
- < 人権福祉センター館長 >
持って帰られ、館には置けない。
- < 吉田委員長 >
事務所はどこか。
- < 人権福祉センター館長 >
登記簿によると天川本山22である。
- < 田中副委員長 >
この所在地は前の天川文化センターであるが、既に閉鎖されているのにそこで申請するのはおかしい。
- < 人権福祉センター館長 >
登記の住所がそこなので本山22とされている。
- < 田中副委員長 >
されているというような他人ごとではない。市が申請しているのだからきっちり直していくべきでは。
- < 社会教育課長 >
NPOの所在地は登記簿が動かせていなくてそのままになっている。早急に変えていただく予定である。
- < 吉田委員長 >
どこに変えるのか。
- < 社会教育課長 >
それはまだ聞いていない。
- < 木曾議長 >

いつから本山22で登記しているのか。設立した時からそうなら市の所在地に置くことを市が許可したことになる。

<生涯学習部長>

H24の府のNPOのパフレットで確認したら本山22。登記の時期はH13年度から。

<吉田委員長>

申請書類に記載する時に、市の行政財産が所在地になっていることをおかしいと思わなかったのか。旧の行政財産が所在地で文科省は問題ないのか。

<教育部長>

その点は大丈夫であるかと思う。

<木曾議長>

行政財産の所在地に住所を置くことを今後も許可するのか。

<生涯学習部長>

NPO人権交流センターについては相談事業やデイサービス事業等実施してもらっているが、今委員会で指摘のあったことには適切に対応し、正すべきは正すということで臨んでいきたい。合わせて、人権福祉センターについてはより広範な市民活用がされるよう努めていきたい。

<木曾議長>

他にも館があるがそんなことをしているところはない。性根を入れてするように。そんなことをするから同和地域への理解がされないことになる。解消のために職員が真剣になってやらなければならない。市民に不信を抱かすようなことを行政自らしてどうするのか。そもそも個人的な対応をすることでこうなるのではないか。

<教育部長>

この事業については個人的なことでやっているものではない。しかし、NPOの所在地については正す必要がある。

<木曾議長>

こんなことを議論しなければならないことが情けない。自らが生んでいることを自覚すべき。事業の中身はしっかりしていても組織がダメである。これから先の館の利用も含めて、何のために館を建設したのか根本が分かっていない。

<吉田委員長>

団体の所在地等整理が必要な中でこの予算を挙げてくること自体が遺憾である。

(理事者退室)

~ 16 : 33

自由討議

<吉田委員長>

住所も含めて全部整理してから出直されるべきである。これを認めていいとは思わない。皆さんの意見を聞くが、私は減額修正し、整理をし直して改めて出するのが議会としては正しいのではないかと思うがどうか。

<堤委員>

委員長が結論ありきのことを言うのは差し控え、まずは委員の意見を聞くべき。

<西村委員>

私の考えも変わった。あのままの考えでは事業は難しい。一旦、整理が必要である。先ほどの委員長意見に賛成。

< 石野委員 >

このままでは事業を進めるのは難しい。所在地等是正が必要。

< 中村委員 >

市の関わりが午前中の説明と変わってきている。また、所在地がはっきりしないのも精査が必要である。

< 堤委員 >

議会への説明が真摯な態度ではない。議会軽視である。NPOが閉館した公的機関に事務所を構えてきたことをH13から容認してきた行政の在り方を問う意味でも予算上大変かもしれないが今回は整理を。整理したうえで改めて申請されたい。

< 並河委員 >

正すべきは正して、公平公正に行政を進めていただきたい。以前からの体質が続いてきたのかと思う。一般行政に移行してからも整理できていない。真摯に受け止めてほしい。

< 山本委員 >

同じである。改めるところは改めて、みんなが納得できるようにして改めて出されたい。

< 吉田委員長 >

方法としては2つ。原案否決か、減額修正かであるが否決すると他の予算に影響がある。これだけ減額修正ということで委員会で出せるか。

< 事務局 >

出せる。

< 吉田委員長 >

文書は出来るか。

< 事務局 >

今は難しい。歳入歳出200万円ずつ減額ということを確認いただき、文書は4日に確認いただくということで進めていただければどうか。

< 田中副委員長 >

執行部から取り下げるという案はないか。

< 事務局 >

単独のものではなく、補正予算なので、修正案が出てこない限り撤回は難しい。

< 吉田委員長 >

4日に議決を控えて、今から執行部が修正するというのは難しいと思うので、良ければ200万円の減額修正案を考えて、討論採決したい。

< 事務局 >

採決されたら明日の議運でも修正案の報告をすることになる。

討論

< 吉田委員長 >

自由討議で意見が出されたので討論は省略してもいいか。

了

採決

第1号議案 一般会計補正予算に対する修正案 全員賛成 可決

指摘要望

< 堤委員 >

修正していることが指摘要望なのでいいのでは。

< 吉田委員長 >

指摘要望は委員長報告の中で修正理由を伝える。

~ 16 : 44

5 陳情・要望について

< 吉田委員長 >

(1) 地球社会建設決議に関する陳情は聞き置く程度でいいか。

了

(2) 「森林税吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情も一度意見書を挙げているので聞き置く程度でいいか。

了

(3) 母(朱春菊)が中国で不法に逮捕されている件に関する要望も聞き置く程度でいいか。

了

6 その他

議会報告会でいただいた意見・要望と回答について

別紙のとおり

議会だよりの内容について

< 吉田委員長 >

一つは予算の修正。もう一つは市税条例の改正でいいか。

了

次回月例会の日程及び内容

< 吉田委員長 >

日程は4日に決める。内容は前回石野委員からだされた城西小学校放課後児童会の視察をし、学校給食センターから提出される資料に基づく協議としたい。

その他、事務局から何かあるか。

< 事務局 >

若木の家については本日新たな意見が出されたが、そのあたりをもう少しまとめて伝えなければならないのではないか。

< 吉田委員長 >

本日の意見を十分に反映するよう伝えたので対応するであろう。希望するなら次回の月例会で報告を受けてもいいと伝えられたい。

それでは、本日はこれで閉議する。

16 : 53 閉議